

呉市文化財ストーリーブック作成業務仕様書

1 業務名

この業務の名称は、呉市文化財ストーリーブック作成業務とする。

2 目的

呉市では大和ミュージアムを核としながら、日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」のストーリーを活かしたまちづくりを行ってきたが、一方で歴史文化を育んだ豊かな自然、自然と共生する中で形成された暮らしや習俗、海上交通の要衝として発展した町並みや産業といった、多様な歴史文化の魅力が十分に発信されてこなかった。

こうした中、呉市においては、未指定文化財を含めた文化財の保存・活用に関して市が目指す将来的なビジョンや事業の体系化を図るとともに、様々な主体者と連携体制を構築し、一体となって文化財を活かしたまちづくりを推進するため地域計画を策定したところである。

地域計画においては、未指定文化財を含めた文化財の積極的活用を推進するため、「関連文化財群」と呼ばれる歴史文化の特徴によって紡がれる7つのストーリーを設定し、様々な事業を展開していくこととしている。

そのため、関連文化財群を中心とした呉市文化財ストーリーブックを作成することで、呉市の歴史文化の魅力を十分に周知し、地域住民や市民団体、事業者、調査研究機関等による文化財の保存・活用事業への参画を促進するものである。

3 適用範囲

本仕様書は、呉市文化財ストーリーブック作成業務に適用する。

4 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

5 具体的な内容

(1) 呉市文化財ストーリーブックの企画・制作

「呉市文化財保存活用地域計画」に掲載される7つの関連文化財群に基づくストーリーブックの企画・制作を行う。（企画、取材、撮影等を含む）

(2) 制作物の監修に係る協議等

監修者は、呉市文化財保存活用地域計画推進協議会が選定する者に依頼すること。

(3) ストーリーブックの印刷・製本

6 規格等

①サイズ：A5判

②紙質等：表紙 マットコート 90k 両面フルカラー
本文 マットコート 90k 両面フルカラー

③ページ数：60～80頁

④綴じ方：中綴じ又は無線綴じ

⑤納品部数：10,000部

7 特記事項

(1) データの二次使用について

呉市は、Web 公開を含め、データの二次使用をできるものとし、前項の制作物の校了データ（修正作業可能なデータ）と取材・製作で得た写真・図版・地図・イラスト等の全てを著作権フリーの状態に CD-R 等に焼いて業務完了時に納品すること。

(2) 事業費

委託料は、本業務の全て（企画料、デザイン料、取材費、編集費、打ち合わせ費、印刷代、郵送費等）を含む。

(3) 保証

成果品が第三者の著作権、肖像その他いかなる権利を侵害するものでなく、かつ、合法的なものであること。万一、前項に関して第三者から異議苦情等の申立あるいは実費または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には弁護士費用を含めて、受託事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

(4) 権利の帰属

本業務の成果品に関わる著作権は、呉市に帰属するものとする。

8 納品先

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市文化スポーツ部文化振興課

9 秘密保持

(1) 秘密の保持

ア 呉市は本業務に関し、受託事業者から提出された提案書等を、本業務における優先交渉権者の選定以外の目的で使用しない。

イ 受託事業者は本業務に関し、呉市から受領し、又は閲覧した資料等は、呉市の許可なく公表し、又は使用してはならない。

ウ 受託事業者は、本業務で知り得た呉市、企業及び生産者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、関係法令を遵守しなければならない。

10 再委託

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託業者を呉市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託事業者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

11 その他

(1) 業務等に要する経費は、受託事業者の負担とする。

(2) 本仕様書は、プロポーザル実施に向けたものであり、仕様の具体化は優先交渉権者の選定後、協議して行う。